

表示調査 違法行為鑑定

# 京都ネットが提案

## 府と市の新規事業に

適格消費者団体のN P

○法人京都消費契約ネッ

トワーク(野々山宏理事

長)は11月20日、京都府

と京都市に対し「地方消

費者行政活性化のための

新規事業の提案」を行っ

た。①不当表示の調査活

動事業②違法行為の鑑定

調査活動事業①の2点を

提案している。

①不当表示の調査活動

事業は、違法な表示や広

告の早期発見のため市民

例など表示・広告に関す  
る法規制の内容を勉強し  
てもう一度これに基づい  
て身の回りにおける不当表  
示・不当広告についてモ  
ニターしてもらい雑誌や  
新聞、チラシ広告などの  
印刷物、テレビ広告など  
の映像から不当表示・不  
当広告を探し出してもら  
う。探したものについて  
検討してもらい、法制度  
により対処できるものを  
事業主体となる適格消費  
者団体などにレポートと  
して提出してもらおうと  
し、報告されたものにつ

いて適格消費者団体が差  
し止めたり、同団体から  
京都府に通報して行政措  
置のきっかけにしたりす  
ること。消費者市民社  
会」の実現につながるこ  
としている。これらを実施  
するため活性化基金から  
事業費用として研修費用  
モニターの調査活動・報  
告書作成費用、専門家と  
行う報告内容の検証費用  
の提供を求めている。

②違法行為の鑑定調査  
活動事業では、学者ら専  
門家の鑑定意見を得るに  
は20万円から60万円程度

の鑑定費用が必要とし、  
電話相談や面談相談など  
で収集した被害事例の中  
で申し入れや差し止め請  
求につながる案件、法的  
解釈が争われる可能性が  
ある事例について鑑定費  
用の支出を求め、適格消  
費者団体の差し止め関係  
業務や消費生活センター  
の相談・あっせん事業に  
生かしていくことを検討  
してほしいとしている。